



北海道バイオマス活用推進計画

中間評価報告書

平成30年3月

北海道

目 次

第1	計画及び中間評価の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	1
2	中間評価の趣旨	1
3	中間評価報告書の構成	1
第2	種類別バイオマスの利用状況等	2
1	農村地域	2
2	中山間地域	3
3	沿岸地域	3
4	都市地域	4
5	市町村計画の策定	5
第3	推進方策に基づく取組の状況	6
1	市町村計画等の策定の促進	6
2	関係者間の連携の促進	7
3	活用システムの構築、施設整備の推進	8
4	推進体制の整備	9
第4	今後の対応	10
1	中間評価結果の概要	10
2	今後の対応	12

[参考資料]

資料1	北海道バイオマス活用推進計画（本文）	15
資料2	主なバイオマスの炭素量換算ベースの発生量・利用量	29
資料3	バイオマスに関する取組状況	30
資料4	地域におけるバイオマス活用の先進的事例	41
資料5	道外におけるバイオマス活用の先進的事例	50
資料6	計画作成や施設整備など地域で活用可能な支援施策	52
資料7	バイオマス利活用推進連絡会議設置要領	65

第 1 計画及び中間評価の趣旨

1 計画策定の趣旨

国はバイオマスの活用を推進するため、平成21年9月に「バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）」を施行し、平成22年12月には「バイオマス活用推進基本計画」を策定しました。

豊かな農林水産資源を誇る本道には、家畜排せつ物や未利用木材をはじめ多様なバイオマスが豊富に賦存しており、これら再生可能な資源の活用を推進することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成はもとより、エネルギー供給源の多様化といった社会的要請に応えつつ、地域産業の発展・活性化などに寄与することが期待されるなど、極めて重要なことから、平成25年12月、「北海道バイオマス活用推進計画」を策定しました。

○ 計画の位置づけ

バイオマス活用推進基本法に基づく計画

○ 計画期間

平成25年度から平成34年度までの10年間

2 中間評価の趣旨

北海道バイオマス活用推進計画では、「第7 計画の評価」において、計画期間の5年終了時となる平成29年度に中間評価を実施することを明記し、中間評価においては、バイオマスの種類ごとの利用量、利用率や推進方策に基づく取組の進捗状況を確認し、課題を整理の上、必要に応じて計画の見直しなどを検討することとしています。

本評価報告書は、こうした同計画の規定に基づき実施した、中間評価の結果について取りまとめたものです。

3 中間評価報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりとなっています。

第1 計画及び中間評価の趣旨	北海道バイオマス活用推進計画策定の趣旨と中間評価を行う趣旨
第2 種類別バイオマスの状況	計画が目標とするバイオマスの種類ごとの利用量、利用率等の進捗状況
第3 推進方策等に基づく取組	計画に基づく推進方策等の進捗状況
第4 今後の対応	「第2」及び「第3」で行った進捗状況の中間評価結果を踏まえた、今後の対応

第2 種類別バイオマスの利用状況等

「北海道バイオマス活用推進計画」では、地域類型ごとに賦存するバイオマスの特徴を以下のとおりとしています。

地域の類型	主なバイオマス
農村地域	農業系バイオマス(家畜排せつ物、農作物非食用部など)
中山間地域	木質系バイオマス(製材工場等残材、未利用木材)
沿岸地域	水産系バイオマス(漁業系残さ、水産加工残さ)
都市地域	廃棄物系バイオマス(食品加工残さ、生ごみ、下水汚泥など)

こうした類型に基づいた、中間評価時点における地域類型ごとの種類別バイオマスの利用状況は、以下の「1」から「4」のとおりとなっており、計画策定時点での目標利用率の達成に向けて、利活用が進んでいます。

また、市町村におけるバイオマス活用推進計画等の策定状況は「5」のとおりとなっており、目標60市町村に対して、計画策定時の30市町村から51市町村に増加し、着実に取組が進んでいます。

〔※ 発生量・利用量は有機物量(湿潤重量)ベースであり、炭素量換算ベースについては、参考資料2に掲載しています。〕

1 農村地域

(単位:千トン/年)※千トン未満四捨五入

区分	発生量			利用量			利用率		
	策定時点 (H25)	見通し (H34)	中間評価時点 (H29)	策定時点 (H25)	目標 (H34)	中間評価時点 (H29)	策定時点 (H25)	目標 (H34)	中間評価時点 (H29)
家畜排せつ物	20,300	19,700	19,469	19,900	19,300	19,080	98.0%	現状以上	98.0%
農作物非食用部	1,540	1,648	1,592	1,368	1,648	1,382	88.8%	100.0%	86.9%

〔(※)発生量「見通し」～計画策定時点における計画最終年度の推計値〕

- 「家畜排せつ物」については、乳用牛等の減少などにより、中間評価時点での発生量は19,469千トン/年、利用量は19,080千トン/年と、ともに計画策定時点と比べ減少したが、そのほとんどが堆肥等として利活用がなされ、利用率は、98.0%と計画策定時点における現状以上の目標が達成されています。
- 「農作物非食用部(麦かん、稲わら、もみ殻)」については、中間評価時点での発生量は1,592千トン/年、利用量は1,382千トン/年と、ともに計画策定時点と比べ増加する中、利用率は86.9%となっており、計画策定時点より1.9ポイント低下しました。

作物の生育や収穫時期の天候により、年により発生量や利用量は変動するも

のですが、今後も全量利用の目標に向けて、畜産農家との連携による飼料、敷料への利用の促進を図っていく必要があります。

2 中山間地域

(単位:千トン/年)※千トン未満四捨五入

区分	発生量			利用量			利用率		
	策定時点	見通し	中間評価時点	策定時点	目標	中間評価時点	策定時点	目標	中間評価時点
製材工場等残材	1,094	1,310	932	1,087	1,301	926	99.4%	現状維持	99.4%
未利用木材	1,000	1,139	940	93	432	376	9.3%	37.9%	40.0%

・ 「製材工場等残材」については、中間評価時点での発生量は932千トン/年、利用量は926千トン/年と、ともに計画策定時点と比べ減少する中、利用率は物理的回収限界に達していると認められる99.4%となっており、敷料や燃料等として高い水準で利用されるなど、計画策定時点における現状維持の目標が達成されています。

・ 「未利用木材」については、木質燃料や敷料等に利用されており、中間評価時点での発生量が940千トン/年と計画策定時点と比べ減少する中、利用量は、平成28年以降、道内で大規模な木質バイオマス発電所が複数稼働したことから、376千トン/年となり、利用率も40.0%と目標を超え、大幅に伸びています。

今後は、既存の利用に影響を及ぼさないよう、未利用木材の安定供給体制を確立する必要があります。

また、未利用木材を有効に活用することは、森林資源の循環利用につながることから、今後も引き続き、路網の整備や施業の集約化・機械化など森林整備推進のための施策を通じて、未利用木材を効率的・安定的に集荷し供給できる体制を構築していく必要があります。

エネルギー面でも、発電より効率の高い熱利用を進め、チップ・ペレット・薪を燃料とするバイオマスボイラー導入や地域における熱電併給の取組を推進する必要があります。

3 沿岸地域

(単位:千トン/年)※千トン未満四捨五入

区分	発生量			利用量			利用率		
	策定時点	見通し	中間評価時点	策定時点	目標	中間評価時点	策定時点	目標	中間評価時点
漁業系・水産加工残さ	370	390	299	361	382	291	97.7%	現状以上	97.2%

・ 「漁業系・水産加工残さ」については、漁業生産高の減少などにより、中間評価時点での発生量は299千トン/年、利用量は291千トン/年と、ともに計画策定時点と比べ減少する中、ホタテ貝殻の発生量の99%以上が暗渠疎水材や土壌改良

材などで有効利用されているほか、コンクリート用細骨材として漁場整備事業で利用されるなど、利用率は97.2%と計画策定時点と同程度になっており、現状以上の目標はほぼ達成されています。

今後は、ホタテ以外の貝殻やヒトデ等の比較的利用率の低い品目^(※)について、その利用の促進を図っていく必要があります。

【(※)ホタテ以外の貝殻：73.7%、ヒトデ：89.3%】

4 都市地域

(単位:千トン/年)※千トン未満四捨五入

区分	発生量			利用量			利用率		
	策定時点	見通し	中間評価時点	策定時点	目標	中間評価時点	策定時点	目標	中間評価時点
食品加工残さ	1,106	975	1,041	1,063	956	1,010	96.1%	98.1%	97.1%
生ごみ	611	513	606	50	186	58	8.2%	36.3%	9.6%
下水道汚泥	160	147	137	129	125	117	80.5%	85.0%	85.3%

- 「食品加工残さ」については、中間評価時点での発生量は1,041千トン/年、利用量は1,010千トン/年と、ともに計画策定時点と比べ減少する中、利用率は97.1%と計画策定時点より1.0ポイント上昇し、事業者等の利用に対する意識の定着が認められます。
- 「生ごみ」については、中間評価時点での発生量は606千トン/年、利用量は58千トン/年と、発生量は若干の減少、利用量は若干増加する中、分別回収を実施している市町村が計画策定時には85市町村だったのが、中間評価時点では90市町村まで増え、利用率は9.6%と計画策定時点より1.4ポイント上昇し、緩やかではありますが、着実に利用の取組が進んでいます。

市町村へのアンケート調査では、生ごみを活用しない理由として「収集・処理コストの増加」、「肥料等資源化後の利用先がない」などがあげられています。また、分別に伴う手間の煩雑さに対する住民意識も活用を困難としている要因と考えられます。

こうしたことから、今後、生ごみの活用を推進するためには、焼却処理からの転換を促すことも視野に入れて、例えば、可燃ごみから生ごみと紙ごみを選別して、ガス化しエネルギー利用する処理方式のような、分別に伴うコスト増や煩わしさがなく、肥料化等の必要がない、生ごみの効率的な活用事例を市町村に情報提供するなど、循環的利用の意義について、市町村や住民等の理解を深め、取組に向けた意識の向上を図るなど、市町村の取組のより一層の促進を図っていく必要があります。

あわせて、生ごみ自体の発生を抑制することも重要なことから、住民等を対

象としたセミナーやイベント等による「食品ロス」の削減に向けた普及・啓発、いわゆる食ロス対策を推進するほか、廃棄物等の発生・排出抑制に関する事業者や市町村等の優良な取組を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」などを通じて、生ごみを資源として利用する機運の醸成をより一層図っていく必要があります。

- ・ 「下水道汚泥」については、中間評価時点での発生量は137千ト/年、利用量は117千ト/年と、ともに計画策定時点と比べ減少する中、利用率は、緑地・農地等の肥料や建設資材として有効利用が図られることなどにより、85.3%と計画策定時点より4.8ポイント上昇し、目標に達しています。

ただし、民間事業者への依存度が高く、毎年の変動が見られるため、引き続き、下水道管理者等による減量化や利用の推進を図っていく必要があります。

5 市町村計画の策定

区 分	策定時点	目標	中間評価時点
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	30	60	51

- ・ バイオマス活用推進基本法に基づく市町村バイオマス活用推進計画やバイオマス産業都市構想の策定数については、計画策定時点では30市町村だったのが、中間評価時点では51市町村となり、目標に向けて着実に増加しており、計画等に基づき、地域の特色を活かしたバイオマス活用の主体的な取組が各地域で推進されています。

第3 推進方策に基づく取組の状況

「北海道バイオマス活用推進計画」では、バイオマス活用のための基本的な考え方となる「基本方針」や、基本方針に基づいた具体的な取組である「推進方策」として、以下の項目を挙げています。

■基本方針

- 関係者の意識醸成、地域の主体的取組の促進
- 利用方法の多様化、カスケード(多段階)的利用の促進
- 効率的な活用システムの構築と利用の拡大

■推進方策

- 市町村計画等の策定の促進
- 関係者間の連携の促進
- 活用システムの構築、施設整備の推進

これらの基本方針や推進方策に基づいて、これまで、メルマガ等による国等のバイオマス導入支援策の情報提供や市町村計画策定の支援、産学官のネットワークづくりによる関係者間の連携促進、バイオマス活用技術等の研究開発、各種普及啓発、バイオマスエネルギー導入のための可能性調査やバイオマス活用施設の整備に対する支援など、多様な取組が積極的に行われています。

また、庁内にバイオマス専掌組織を設置するとともに、関係部課で構成する「バイオマス利活用推進会議」を通じ、横断的な対応に努めるなど、庁内一体となった計画推進体制の整備を図っています。

[※バイオマスに関する取組の詳細は、「参考資料3」に掲載しています。]

1 市町村計画等の策定の促進

(1) 情報の提供

道のホームページにバイオマス活用のためのポータルサイト「北海道のバイオマス」を設け、北海道におけるバイオマスの状況、補助金や専門家派遣等の支援制度、産学官連携の取組、道内市町村における取組事例、バイオマス活用のためのガイドブックなどの各種情報を掲載しているほか、メルマガを活用したセミナー等の開催案内や国等のバイオマス支援策情報などの発信を通じ、取組意欲のある市町村に必要な情報をタイムリーに提供しています。

(2) 取組の支援

毎年、市町村のバイオマス活用意向を調査するとともに、取組意欲のある市町村に対しては、個別訪問を通じ課題等の把握を行った上で、専門家等のアドバイザーや北海道バイオマスネットワーク会議の会員で構成する支援チームを派遣し、意識醸成のための講演や計画策定時の助言を市町村のニーズに応じてきめ細かく行っています。

また、計画策定に必要なバイオマス資源の賦存量調査に対する補助などを通じ、市町村における計画づくりを支援しています。

2 関係者間の連携の促進

(1) 関係者の連携の促進

バイオマスに関係する大学・試験研究機関、行政機関・市町村、事業者・市民団体等で構成する「北海道バイオマスネットワーク会議」を運営し、バイオマスの高度利用に関する講演や先進事例の紹介を行うフォーラムの開催や、道内の行政機関と市町村が取組や課題を共有するための地域連絡部会の開催などを通じて、関係者間の交流・情報交換を活性化しているほか、各地の漁業協同組合等で組織する水産系廃棄物対策に係る協議会の活動を通じて、関係者の連携によるバイオマス活用を促進しています。

また、地域独自に、バイオマス資源の供給者や利用者等関係者による協議会を設置し、活用に対する認識の共有化を図り、バイオマス資源の安定供給や利用の促進に取り組んでいるほか、市町村・民間団体によるネットワーク組織での情報・意見の交換や、技術展示会の開催による機運の醸成等の取組を行っています。

(2) 活用技術の研究開発

「バイオマス小型ペレットバーナーを利用したユニット型熱供給システムの開発」等の大学・試験研究機関等と連携して行う製品・技術の開発や、「動植物性残さを用いた養殖用餌の開発」等のリサイクル技術開発に対する補助を通じ、民間事業者の研究開発を支援しています。

また、(地独)北海道立総合研究機構においては、「メタン発酵消化液の液肥利用及び浄化技術に関する研究」、「未利用バイオマス燃料の品質確保に関する研究」、「未利用資源であるサケ頭部表皮を活用した新規コラーゲン製造技術の開発」等のバイオマス関連の研究開発を行うとともに、「生ゴミ堆肥化施設の発酵促進技術の開発」等の民間事業者の研究開発への技術的助言を行っています。

(3) 普及の促進

「バイオマスの特性」や「バイオ燃料などのバイオマスを原料とする製品」、

「バイオマス利用エネルギー」に関するセミナーや、木質ペレットストーブ等バイオマスを利用するための機器の展示などの啓発事業をはじめ、廃棄物等の発生・排出抑制に関する優良な取組に対する「北海道ゼロ・エミ大賞」による、廃材ベニヤを活用した3層パネルの開発を内容とする木質バイオマスのカスケード的利用の表彰、また、道内で発生した循環資源を利用して製造された一定の基準を満たす製品を認定する「リサイクル製品認定制度」による、ホタテ貝殻を原料とした炭酸カルシウム肥料の認定、さらには、バイオマス発電の導入に関する資料の提供などを全道各地で行っています。

また、市町村が行うバイオマスの啓発事業に対する支援を通じ、広く道民、事業者等に対し、バイオマスの活用意義などの普及啓発を行っています。

3 活用システムの構築、施設整備の推進

(1) 活用システムの構築

未利用木材の搬出及び集荷・運搬体制の検討や、生産量・集荷コスト検証のためのモデル事業の実施、バイオガスプラントからの消化液の活用可能性調査、道発注の公共工事で使用する車両の燃料としてのBDFの利用促進などを行い、地域におけるバイオマス資源の循環利用のためのシステム構築を推進しています。

また、木質バイオ燃料の利用拡大に向けた普及啓発と導入補助や、バイオマスエネルギー導入のための可能性調査・検討、産業廃棄物を原料とするリサイクル製品製造の事業化のための実証実験や調査研究、地域における木質バイオマスの安定供給に向けた取組に対する補助などを通じ、地域における活用システムの構築を支援しています。

(2) 施設整備の推進

木質バイオマスボイラーなどの自立・分散型エネルギーシステム導入や木質バイオマス発電所の建設のほか、木質バイオマス収集機材及び加工・利用施設、水産系残さの飼料化施設、ライムケーキの肥料化施設、木くずのバイオプラスチック原料化施設、植物油を用いたコージェネレーション設備、BDF燃料混合設備など様々な整備に対する支援を通じ、バイオマスを活用するための施設、機材等の整備を推進しています。

また、地域のニーズを踏まえて、バイオマス関連助成制度の充実について国への提案・要望を行い、バイオマス活用施設の整備に向けた環境整備に努めています。

4 推進体制の整備

(1) 道

庁内関係課で構成する「バイオマス利活用推進連絡会議」を定期的を開催し、情報共有と施策の連携・調整を図るとともに、関係各部のバイオマス関連業務の役割を見直して、平成26年4月の機構改正で、環境生活部にバイオマス専掌グループを新設し、北海道におけるバイオマスのワンストップ窓口として、市町村や民間事業者からの問合せや相談に庁内横断的に対応する体制を整備したほか、必要に応じて関係課による検討会議を開催し、バイオマスの有効活用に向けた検討を行うなど、体制の整備・強化に努めています。

また、平成26年4月、上川総合振興局に「木質バイオマス推進室」を設置し、出先機関においても、地域に賦存するバイオマス資源の状況に応じてバイオマスの活用を推進する体制を整備しています。

(2) 市町村

地域におけるバイオマス活用の中心的な役割が期待される市町村においても、58市町村^(※)でバイオマス活用の担当部署が設置されており、地域レベルの推進体制も着実に整備されています。

【(※)平成29年10月 環境生活部環境局循環型社会推進課 調査による】

第4 今後の対応

1 中間評価結果の概要

■ これまで、「第2 種類別バイオマスの利用状況等」においては、農業系、木質系、水産系、廃棄物系ごとの各バイオマスの利用量や利用率などの進捗状況について、また「第3 推進方策に基づく取組の状況」においては、計画の推進方策に基づく様々な取組の状況について、記述してきました。

■ こうした進捗状況等の確認の結果、「種類別バイオマスの利用状況等」については、目標とする利用率の達成に向けて利活用が進んでおり、また、地域におけるバイオマス活用の具体的な取組の指針や方針等となる、市町村のバイオマス活用計画等の策定数も着実に増加しています。

さらに、「推進方策に基づく取組の状況」についても、平成24年度からの「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（「FIT制度」）」や平成25年度からの「バイオマス産業都市制度」などの浸透・普及などと相まって、一層効果を上げるなど、道内各地域におけるバイオマスの積極的な活用に向けた、普及・啓発や情報提供、ネットワークづくり、研究開発、施設整備など様々な支援の取組が進められています。

《各種バイオマスの利用率》

種類別バイオマス	利用率			種類別バイオマス	利用率		
	策定時点	目標	中間評価		策定時点	目標	中間評価
家畜排せつ物	98.0%	現状以上	98.0%	漁業系・水産加工残さ	97.7%	現状以上	97.2%
農作物非食用部	88.8%	100%	86.9%	食品加工残さ	96.1%	98.1%	97.1%
製材工場等残材	99.4%	現状維持	99.4%	生ごみ	8.2%	36.3%	9.6%
未利用木材	9.3%	37.9%	40.0%	下水道汚泥	80.5%	85.0%	85.3%

《バイオマス活用のための計画策定市町村数》

計画策定時点	30
目標	60
中間評価時点	51

■ 一方、バイオマスの利用率の維持や目標の達成などに向けて、バイオマスの安定供給や関係者との連携、循環的利用の機運の醸成、先進事例による利点の見える化等に、より一層取り組む必要があるなど、今後の課題や配慮すべき事項などについても、明らかになりました。

《今後の課題・配慮すべき事項等》

・「農作物非食用部(麦かん、稲わら、もみ殻)」

発生量や利用量は、作物の生育や収穫時期の天候により、年により変動する状況にあるが、今後も全量利用の目標に向けて、畜産農家との連携による飼料、敷料への利用の促進を図っていくことが必要。

・「未利用木材」

利用率は、目標以上を達成しているが、道内で大規模な木質バイオマス発電所が複数稼働したことなどを踏まえ、今後は、既存の利用に影響を及ぼさないよう、未利用木材の安定供給体制を確立することが必要。

また、未利用木材を有効に活用することは、森林資源の循環利用につながることから、今後も引き続き、路網の整備や施業の集約化・機械化など森林整備推進のための施策を通じて、未利用木材を効率的・安定的に集荷し供給できる体制を構築していくことが必要。

エネルギー面でも、発電より効率の高い熱利用を進め、チップ・ペレット・薪を燃料とするバイオマスボイラー導入や地域における熱電併給の取組を推進することが必要。

・「漁業系・水産加工残さ」

利用率は、高い水準を維持し、ほぼ目標を達成しているが、今後は、その中でもホタテ以外の貝殻やヒトデ等の比較的利用率の低い品目について、その利用の促進を図っていくことが必要。

・「生ごみ」

利用率は、緩やかながら上昇傾向にあるが、今後、目標に向かって一層の促進を図るためには、収集等コストの増加や分別の手間に対する住民意識を踏まえ、焼却処理からの転換も視野に入れつつ、可燃ごみから生ごみと紙ごみを選別してガス化しエネルギー利用する処理方式^(※)のような、分別の必要のない効率的な先進事例をより具体的に情報提供するなど、循環的利用の意義や利点などについて、市町村や住民等の理解や意識の向上を図り、市町村の取組のより一層の促進を図っていくことが必要。

あわせて、生ごみ自体の発生抑制も重要なことから、住民等を対象としたセミナー・イベント等の開催による「食品ロス」の削減に向けた普及・啓発や廃棄物等の発生・排出抑制に関する事業者・市町村等の優良な取組を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」などを通じて、生ごみを資源として利用する機運の醸成をより一層図っていくことが必要。

【(※)乾式メタンコンバインド方式。詳細は、参考資料編の資料5「道外におけるバイオマス活用の先進的事例」を参照】

・「下水道汚泥」

利用率は、目標を達成しているが、民間事業者への依存度が高く、毎年の変動が見られるため、引き続き、下水道管理者等による減量化や利用の推進を図っていくことが必要。

2 今後の対応

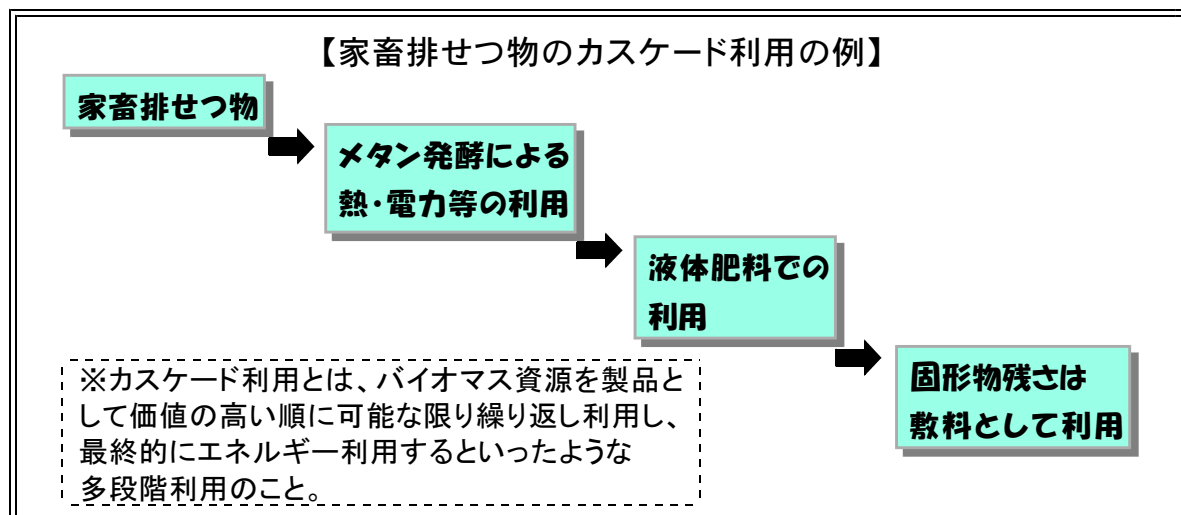
■ このように、中間評価の結果を踏まえると、種類別バイオマスの利用状況は、計画に定めた利用率の目標に向けて利活用が進んでおり、また、計画の推進方策に基づくソフト・ハード両面からの様々な支援の取組により、全道各地において、地域自らが主体となった、バイオマス活用に向けた具体的な取組が着実に展開されています。

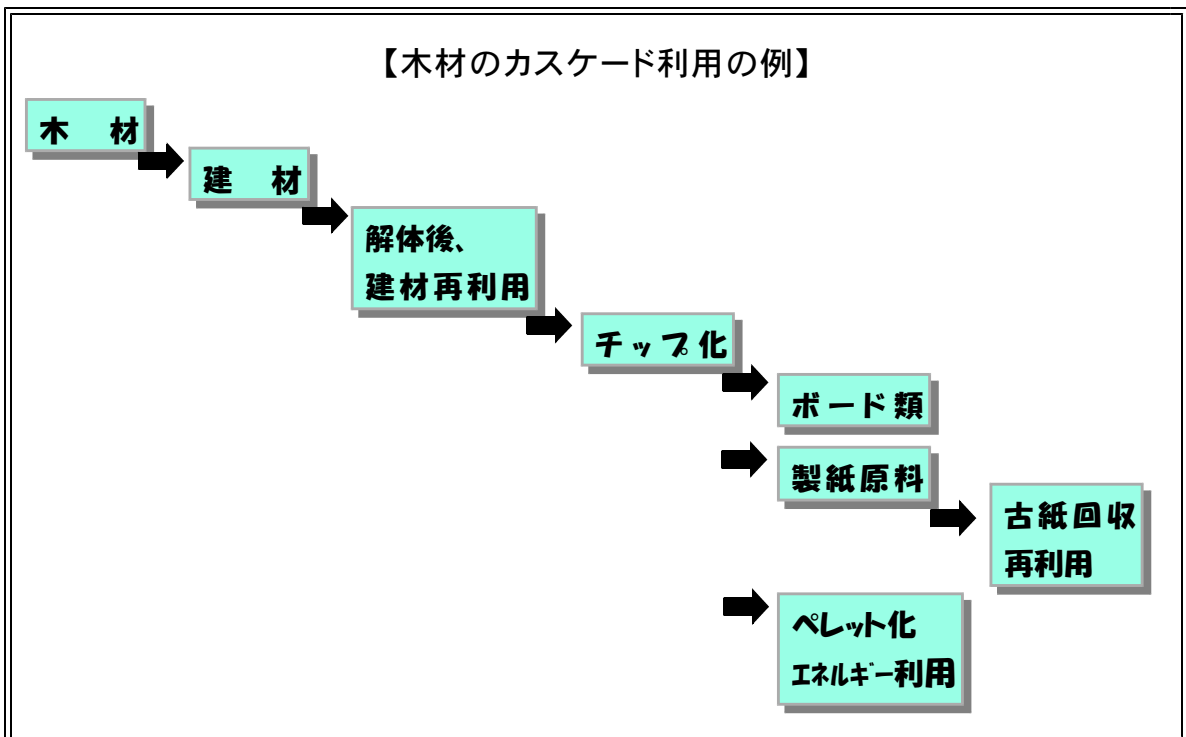
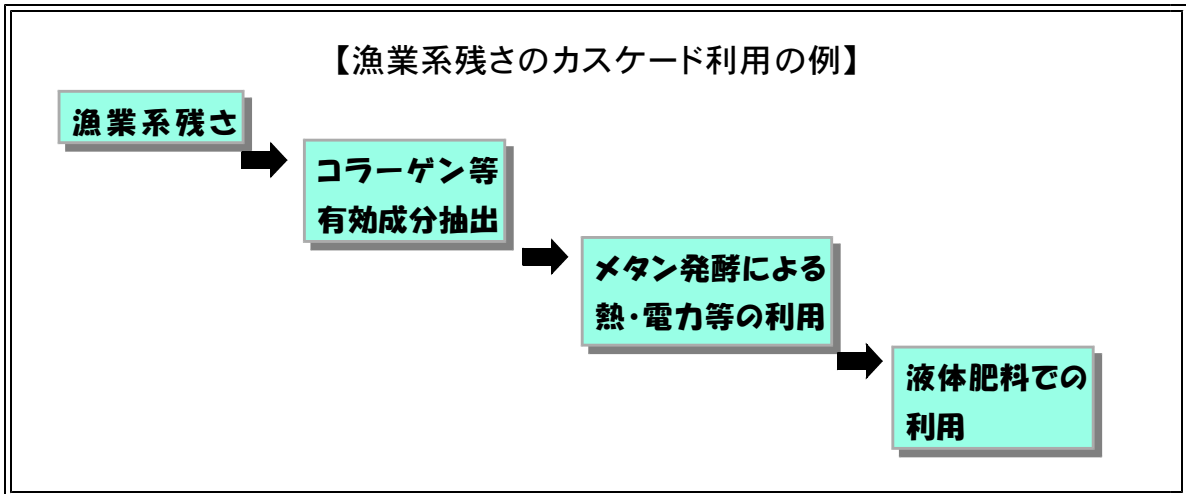
一方、今後、道内におけるバイオマス活用の取組をより一層促進するためには、いくつかの課題や配慮すべき事項等があることも明らかになりました。

■ こうしたことから、今後の計画期間後半の5カ年においては、中間評価の結果で明らかになった課題や配慮すべき事項等を十分踏まえつつ、引き続き、現計画に基づき取組を推進することとします。

特に、従来から行われている肥料化や飼料化、敷料化、燃料化などの多様化の取組に加え、計画の基本方針でもある、「カスケード的利用の促進」の考え方に基づき、よりバイオマス活用の質を高めるような観点から、バイオマスを資源として最大限活用するため、多段階で繰り返し利用するカスケード利用について促進を図る必要があり、今後5カ年間で新たな技術の開発・普及等について、産学官連携のもと検討を深めていきます。

あわせて、今後も地域の特性に応じた事業イメージの提案や国等の支援策に係るきめ細やかな助言、先進的な事例における利点の見える化などにより、バイオマスの調達から変換、利用の各段階におけるコストの削減や用途の多様化、域内循環を高める地域ぐるみの取組などをより一層促進していきます。





■ また、計画の推進体制についても、庁内関係部課で組織する「バイオマス利活用推進連絡会議」を通じ、引き続き、情報の共有や関連する計画や施策との連携・調整を十分図りながら、庁内一体となった本計画の着実かつ効果的な推進に努めていきます。

■ 多様なバイオマスが豊富に賦存する本道においては、地域の特性を活かしながらその活用を推進することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成はもとより、エネルギーの地産地消や新たな産業の創出などに寄与することが期待されるなど、本道のポテンシャルを活かした重要な取組であり、今後とも、関係市町村や団体等と連携をより一層密にし、積極的に取り組んでいきます。

